

第4号議案

第77回国民体育大会県及び会場地市町村の業務分担・経費負担基本方針の改正（案）

改正の内容

県外開催競技会においては、県が主として県及び会場地市町村の業務を担うとともに、経費を負担することとなり、県内開催競技会における県及び会場地市町村の業務分担及び経費負担方針を適用できないことから、「第77回国民体育大会県及び会場地市町村の業務分担・経費負担基本方針（平成26年5月19日第1回常任委員会決定）」における「会場地市町村」には「県外開催競技会会場地市町村」は含まないこととするもの。

（なお、県外開催競技会における県及び会場地市町村の業務分担及び経費負担については、今後設置予定の「セーリング競技会専門委員会」が所管）

第 77 回国民体育大会

県及び会場地市町村の業務分担・経費負担基本方針（案）

第 77 回国民体育大会の開催にあたり、県及び会場地市町村（県外開催競技会会場地市町村を除く。）は、次の基本方針に基づき業務を分担し、経費を負担するものとする。

1 県の業務と負担する経費

- （1）全県的な業務推進の基本となる計画の策定並びに当該計画の実施及び推進に必要な総合調整、連絡及び指導に関する業務を行い、経費を負担する。
- （2）開・閉会式の実施及び大会実施本部の運営等、全県的・総合的な大会の準備・運営に関する業務を行い、経費を負担する。
- （3）競技会場及び練習会場となる県有施設・設備の整備に関する業務を行い、経費を負担する。

2 会場地市町村の業務と負担する経費

- （1）競技会の会場地として必要な業務の計画策定並びに当該計画の実施及び推進に必要な調査、連絡及び調整に関する業務を行い、経費を負担する。
- （2）競技会の表彰式の実施及び競技会実施本部の運営等、競技会実施の準備・運営に関する業務を行い、経費を負担する。
- （3）競技会場及び練習会場となる市町村有施設・設備の整備に関する業務を行い、経費を負担する。

3 業務分担、経費負担の細目

県及び会場地市町村の業務分担、経費負担の細目については、別に定める。